

報告案件一覧表（既存店の変更届出等）

NO	届出日	店舗の名称 (市町村名)	小売業者	変更事項	変更日	市町村意見	住民意見	県意見
1	15.1.8	市川ビル (市川市)	㈱ダイエー (GMS)	閉店時刻の変更 (22:00 →24:00) ほか	15.3.1	あり (対応済み)	なし	なし 15.7.16
2	14.12.6	カインズホーム東金 店 (東金市)	㈱カインズ (ホームセンター)	閉店時刻の変更 (19:30 →21:00) ほか	14.12.7	あり (対応済み)	なし	なし 15.7.4
3	14.12.6	カインズホーム茂原 店 (茂原市)	㈱カインズ (ホームセンター)	閉店時刻の変更 (20:00 →21:00) ほか	14.12.7	あり (対応済み)	なし	なし 15.7.4
4	15.1.16	カインズホーム鴨川 店 (鴨川市)	㈱カインズ (ホームセンター)	駐車場の出入口の数の増 (2か所→3か所)	15.1.31	なし	なし	なし 15.7.11
5	14.12.6	セイミヤ成田芝山店 (芝山町)	㈱セイミヤ (食料品スーパー)	閉店時刻の変更 (21:00 →22:00) ほか	14.12.9	なし	なし	なし 15.7.4
6	14.12.6	セイミヤ佐原玉造店 (佐原市)	㈱セイミヤ (食料品スーパー)	閉店時刻の変更 (21:00 →22:00) ほか	14.12.9	あり (対応済み)	なし	なし 15.7.4
7	15.6.9	ファッションセンターしまむら 南小川町店 (銚子市)	㈱しまむら (衣料品専門店)	県意見に伴う変更届出				勧告しない

報告案件の概要

<店舗概要>

- (1) 大規模小売店舗の名称：市川ビル
- (2) 所在地：市川市市川1丁目4番10号
- (3) 建物設置者：株式会社市川ビル 代表取締役 田平和精
- (4) 小売業者名：株式会社ダイエー (総合スーパー) ほか
- (5) 変更しようとする事項

開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時 (年間30日午前9時) ~ 午後10時

(変更後) 午前9時~翌午前零時 ((株)ダイエーのみ)

変更日 平成15年3月1日

(6) 処理経過：

- ①届出日 平成15年1月8日
- ②公告縦覧期間 平成15年1月24日~15年5月24日
- ③説明会 日時 平成15年2月24日 1回目 午後3時~4時
2回目 午後7時~8時

(7) 市町村・住民等の意見：

- ・市川市の意見 騒音の発生源となるおそれがある宣伝用スピーカーについては、店の外に向けて午後7時から翌午前零時まで使用しないこと。
- ・住民等の意見 なし

(8) 県の意見 「意見なし」 平成15年7月16日通知

<理由>

- 1 当該変更は、営業時間等を変更するものでその変更が夜間に及ぶものであるが、騒音等の予測結果が指針による配慮すべき内容を満たしており、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響はほとんどないものと認められること。
- 2 市意見については、対応する旨の報告書が設置者から提出され、適切な対応がなされていると認められること。
- 3 法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

- 1 店舗面積：12,921㎡
- 2 駐車場の収容台数：40台
- 3 駐輪場の収容台数：0台
- 4 荷さばき施設の面積：112㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：90m³
- 6 営業時間
開店時刻：午前9時
閉店時刻：翌午前零時
((株)ダイエー以外は午後10時まで)
- 7 駐車場利用可能時間帯
24時間
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯
午前6時~午後9時

報告案件の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称 カインズホーム東金店
- (2) 所在地 東金市田間字峯大坪1008番4ほか
- (3) 建物設置者 株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅
- (4) 小売業者名 株式会社カインズ (ホームセンター)
- (5) 変更しようとする事項
 - ・大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (変更前) 午前9時～午後7時30分
 - (変更後) 午前8時～午後9時
 - ・来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (変更前) 午前8時30分～午後8時
 - (変更後) 午前7時30分～午後9時30分
 - ・荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - (変更前) 午前8時～午後4時
 - (変更後) 午前7時～午後7時
 - ・変更年月日 平成14年12月7日
- (6) 処理経過
 - ①届出日 平成14年12月6日
 - ②公告縦覧期間 平成14年12月24日～平成15年4月24日
 - ③説明会開催不要承認通知 平成14年12月26日
- (7) 市町村・住民等の意見
 - ・東金市の意見
 - ①交通整理員の適切な人員配置及び配置時間
 - ②搬出入車輛出入口の安全確保
 - ・住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：7, 291 m²
- 2 駐車場の収容台数：431台
- 3 駐輪場の収容台数：14台
- 4 荷さばき施設の面積：32 m²
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：18 m³
- 6 営業時間
 - ・ 開店時刻：午前9時
 - ・ 閉店時刻：午後7時30分
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時30分～午後8時
- 8 駐車場の出入口の数：3か所
- 9 荷さばき可能時間帯：午前7時
～午後7時

(8) 県の意見 「意見なし」 平成15年7月4日通知

<理由>

- 1 当該変更届出については、営業時間等を変更するもので、その変更は夜間に及ばず、騒音等の予測結果が指針による配慮すべき内容を概ね満たしており、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響はほとんどないと認められること。
- 2 市意見については、設置者から市意見に対応する旨の報告書が平成15年6月4日付けで提出され、
 - ① 日祭日など交通の集中が予測されるときには、来客出入口を主に交通整理員を配置する。
 - ② 搬出入車の出入口に回転灯を付け、出入時には、警備員により誘導をはかることにより交通事故防止に努める。との報告がなされ、周辺地域の生活環境保持に適切な対応がなされると認められること。
また、法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

報告案件の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称 カインズホーム茂原店
- (2) 所在地 茂原市腰当字北川端654番2ほか
- (3) 建物設置者 株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅
- (4) 小売業者名 株式会社カインズ (ホームセンター)
- (5) 変更しようとする事項
 - ・大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (変更前) 午前9時～午後8時 (年間90日 午後9時)
 (変更後) 午前8時～午後9時
 - ・来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前8時30分～午後8時30分 (年間90日 午後9時30分)
 (変更後) 午前7時30分～午後9時30分
 - ・荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 (変更前) 午前8時～午後7時
 (変更後) 午前7時～午後7時
 - ・変更年月日 平成14年12月7日
- (6) 処理経過
 - ①届出日 平成14年12月6日
 - ②公告縦覧期間 平成14年12月24日～平成15年4月24日
 - ③説明会 日時 平成15年1月31日 午後2時～
 場所 カインズホーム茂原店研修室 (茂原市)
- (7) 市町村・住民等の意見
 - ・茂原市の意見
 - ①指針に示された計算式による駐車台数の確保
 - ②ポイ捨て防止に配慮した環境づくり
 - ③青少年の健全育成
 - ・住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：14,142㎡
- 2 駐車場の収容台数：875台
- 3 駐輪場の収容台数：42台
- 4 荷さばき施設の面積：88㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：30m³
- 6 営業時間
 - ・ 開店時刻：午前8時
 - ・ 閉店時刻：午後9時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
 午前7時30分～午後9時30分
- 8 駐車場の出入口の数：5か所
- 9 荷さばき可能時間帯：午前7時
 ～午後7時

(8) 県の意見 「意見なし」 平成15年7月4日通知

<理由>

- 1 当該変更届出については、営業時間等を変更するもので、その変更は夜間に及ばず、騒音等の予測結果が指針による配慮すべき内容を概ね満たしており、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響はほとんどないと認められること。
- 2 市意見については、設置者から市意見に対応する旨の報告書が平成15年6月4日付けで提出され、
 - ① 当該店舗は、旧法店舗であり、実態調査の結果から、現状の駐車台数で充足していること。
 - ② 社員教育に努め、来店客に対し掲示板等で促し、環境づくりに努める。
 - ③ 夜間の駐車場出入口は閉鎖、酒・たばこは、未成年者には販売しない。との報告がなされ、周辺地域の生活環境保持に適切な対応がなされると認められること。
また、法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

報告案件の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称 カインズホーム鴨川店
- (2) 所在地 鴨川市八色字惣作266番ほか
- (3) 建物設置者 株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅
- (4) 小売業者名 株式会社カインズ (ホームセンター)
- (5) 変更しようとする事項
 - ・ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 2箇所 (変更後) 3箇所
 - ・ 変更年月日 平成15年1月31日
- (6) 処理経過
 - ①届出日 平成15年1月16日
 - ②公告縦覧期間 平成15年2月7日～6月7日
 - ③説明会開催不要承認通知 平成15年2月12日
- (7) 市町村・住民等の意見
 - ・ 鴨川市の意見 なし
 - ・ 住民等の意見 なし
- (8) 県の意見 「意見なし」 平成15年7月11日通知

<理由>

- 1 当該変更届出については、出庫時において出にくいとの来客者の要望から、関係機関との協議の結果、出入口の数を増やすものであるが、これにより交通の緩和も図られ、騒音等の予測結果も指針による配慮すべき内容を満たしていることから、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響はほとんどないと認められること。
- 2 法第8条第1項に基づく市の意見及び法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：7,862㎡
- 2 駐車場の収容台数：451台
- 3 駐輪場の収容台数：24台
- 4 荷さばき施設の面積：83㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：31m³
- 6 営業時間
 - ・ 開店時刻：午前9時
 - ・ 閉店時刻：午後8時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時30分～午後8時30分
- 8 駐車場の出入口の数：3か所
- 9 荷さばき可能時間帯：午前8時
～午後7時

報告案件の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称 セイミヤ成田芝山店
- (2) 所在地 山武郡芝山町大字岩山字土手附2264番地14ほか
- (3) 建物設置者 株式会社セイミヤ 代表取締役社長 加藤勝正
- (4) 小売業者名 株式会社セイミヤほか (食料品スーパー)
- (5) 変更しようとする事項
 - ・大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (変更前) 午前9時30分～午後9時 (変更後) 午前9時～午後10時
 - ・来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前9時～午後9時30分 (変更後) 午前8時30分～午後10時15分
 - ・変更年月日 平成14年12月9日
- (6) 処理経過
 - ①届出日 平成14年12月6日
 - ②公告縦覧期間 平成14年12月24日～平成15年4月24日
 - ③説明会開催不要承認通知 平成15年1月8日
- (7) 市町村・住民等の意見
 - ・芝山町の意見 なし
 - ・住民等の意見 なし
- (8) 県の意見 「意見なし」 平成15年7月4日通知

<理由>

- 1 当該変更届出については、営業時間等を変更するもので、その変更は夜間に及ばず、騒音等の予測結果が指針による配慮すべき内容を概ね満たしており、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響はほとんどないと認められること。
- 2 法第8条第1項に基づく町の意見及び法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：3,434㎡
- 2 駐車場の収容台数：250台
- 3 駐輪場の収容台数：180台
- 4 荷さばき施設の面積：65㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：63m³
- 6 営業時間
 - ・開店時刻：午前9時
 - ・閉店時刻：午後10時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時30分～午後10時15分
- 8 駐車場の出入口の数：4か所
- 9 荷さばき可能時間帯：午前6時
～午後8時

報告案件の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称 セイミヤ佐原玉造店
- (2) 所在地 佐原市玉造2丁目1番3ほか
- (3) 建物設置者 株式会社セイミヤ 代表取締役社長 加藤勝正
- (4) 小売業者名 株式会社セイミヤほか（食料品スーパー）
- (5) 変更しようとする事項
 - ・大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前9時30分（年間60日 午前8時30分）～午後9時
(変更後) 午前9時～午後10時
 - ・来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時15分（年間60日 午前8時15分）～午後9時15分
(変更後) 第1駐車場 午前8時45分～午後10時15分
第2駐車場 午前8時45分～午後9時45分
 - ・変更年月日 平成14年12月9日
- (6) 処理経過
 - ①届出日 平成14年12月6日
 - ②公告縦覧期間 平成14年12月24日～平成15年4月24日
 - ③説明会開催不要承認通知 平成14年12月24日
- (7) 市町村・住民等の意見
 - ・佐原市の意見
 - ①廃棄物の減量化、資源の有効活用
 - ②夕方（午後7時～午後10時）の駐車場周辺の騒音
 - ③廃棄物の適正処理
 - ・住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：2,045㎡
- 2 駐車場の収容台数：215台
- 3 駐輪場の収容台数：198台
- 4 荷さばき施設の面積：90㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：49m³
- 6 営業時間
 - ・ 開店時刻：午前9時
 - ・ 閉店時刻：午後10時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時45分～午後10時15分
- 8 駐車場の出入口の数：5か所
- 9 荷さばき可能時間帯：午前6時
～午後8時

(8) 県の意見 「意見なし」 平成15年7月4日通知

<理由>

- 1 当該変更届出については、営業時間等を変更するもので、その変更は夜間に及ばず、騒音等の予測結果が指針による配慮すべき内容を概ね満たしており、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響はほとんどないと認められること。
- 2 市意見については、計画書に記載されている内容を確実に履行するように求めるものであること。
また、第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

報告案件の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称 : ファッションセンターしまむら南小川町店
- (2) 所在地 : 銚子市南小川町716番ほか
- (3) 建物設置者 : 株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎
- (4) 小売業者名 : 株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎 (業種 : 衣料専門店)
- (5) 建物の概要 : ・構造 鉄骨造平屋建て ・店舗面積 1,313 m²
- (6) 処理経過 : ・届出年月日 平成14年10月4日
 ・第21回審議会 平成15年5月27日
 ・県意見通知 平成15年6月2日
 ・届出事項変更届出 平成15年6月9日受理
- (7) 県意見
 隣接した2か所の出入口に右折入庫及び右折出庫が計画されており、双方からの入出庫が錯綜し、このことによる交通安全の確保が、今後懸念される。従って、この2か所ある出入口を入口専用及び出口専用に区別して出入車輛を整理する等、出入口の運用を整理してください。
- (8) 届出事項変更届出の要旨
 県から出された意見に基づき、隣接した2か所ある出入口を入口専用、出口専用として運用し、それぞれIN、OUTの案内看板を設置し、出入口の運用を整理する。
- (9) 届出事項変更届出に対する県の考え方
 当初の届出事項には変更はないが、交通に係る配慮（運営）について、県の意見に従って概ね適切な措置を講じるものと認められる。
- (10) 勧告の手続きについて
 「勧告しない通知」をすることとする。

<店舗概要>

- 1 店舗面積 : 1,313 m²
 (平成14年7月に993 m²でオープン。今回、増床で1,000 m²を超えるため新設取扱い。)
- 2 駐車場の収容台数 : 74台
- 3 駐輪場の収容台数 : 10台
- 4 荷さばき施設の面積 : 80 m²
- 5 廃棄物保管施設の容量 : 30 m³
- 6 開店時刻 : 午前10時
 閉店時刻 : 午後8時
- 7 駐車場利用可能時間帯 : 午前9時45分
 ~午後8時15分
- 8 駐車場の出入口の数 : 2か所
- 9 荷さばき可能時間帯 : 午前9時~午後9時